

登別市水道事業施設管理負担金算定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市水道事業条例第10条の2及び登別市水道事業施設管理負担金規程に基づき、施設管理負担金（以下「負担金」という。）の算定の基準について定めることを目的とする。

(給水区域外等の給水装置工事)

第2条 給水区域外に給水する場合に行う給水装置工事については、給水区域内と同様に負担金を徴収する。

2 上水道以外の水（井水等）を使用している既存建築物等に、新たに上水道の供給を受けるために行う給水装置工事については、新設工事とみなして負担金を徴収する。

(住宅用以外の給水装置)

第3条 住宅用の建築物への使用目的以外（事務所、店舗、公共施設、浴場、工場、病院、ホテル、旅館、公園内施設、駐車場、野球場、競技場、洗車場、市場及び公衆便所等）の給水装置の新設又は、増口径を伴う改造工事を行う場合の負担金の算定は、その他の建築物等の負担金として徴収する。

(私設消火栓又は私設防火水槽の設置)

第4条 私設消火栓の新設又は私設防火水槽の新設に伴う給水装置工事を行う場合は、新設する給水管の最大口径に応じて負担金を徴収する。

(臨時の給水装置の用途転用)

第5条 臨時給水等のために設置した給水装置を他の用途へ転用（変更）する場合は、新たな給水装置工事の申込みと同様に負担金を徴収する。

(開発行為に伴う給水装置工事)

第6条 都市計画法第29条による開発行為（以下「開発行為」という。）で、当該開発行為が完成した後に市に帰属する上水道施設がある場合は、当該開発行為により創設される宅地等の区画数に登別市水道事業条例別表第2号に基づく1区画当たりの負担金の額を乗じて得た負担金を開発行為者（給水装置工事申込者）より徴収する。

第7条 開発行為が完了した後に市に帰属する上水道施設がなく、既存の配水管から分岐する給水管を開発行為区域内に引込みする給水装置工事のみを施行する場合は、負担金を徴収しない。ただし、住宅等の建築物等へ供給するための給水装置工事の申込みの際には負担金を徴収する。

第8条 開発行為が完了した後に、宅地内まで引込された既存給水管より、建築物等の新築のための給水装置を新設する場合は、配水管より分岐した既存の給水管を含めた給水管の最大口径及び建築物等の使用目的に応じて負担金を徴収する。

(一般住宅)

第9条 一般住宅の1棟の中に親族等の2世帯以上が入居する場合において、1個の水道メーターを設置して使用水量を計量するときの負担金の算定は、一般住宅(1戸建)とみなして負担金を徴収する。ただし、2個以上の水道メーターを設置して各々で使用水量を計量するときの負担金の算定は、共同住宅等の負担金の算定と同様とする。

(共有管等の使用)

第10条 同時申込みの工事等で、2棟以上の建築物へ給水する場合において、配水管又は給水主管より分岐取出しする給水管を共同使用(1カ所の取出)するときの負担金の算定は、共同使用する給水管より各々の建築物へ分岐するところより、下流側の給水管の使用最大口径に応じた負担金を各々徴収する。(配水管等への取付口における給水管の口径の決定は、水理計算上の確認を必要とする。)

(多目的な共同使用)

第11条 同一敷地内等において、供給する水の使用目的が異なる2棟以上の建築物へ、それぞれ給水装置を新設する場合は、共同使用する給水管から分岐するところより下流側に設置する給水管の最大口径又は、建築物等の使用目的に応じた負担金を、それぞれ徴収する。(配水管等への取付口における給水管の口径の決定は、水理計算上の確認を必要とする。)

(店舗等併用住宅)

第12条 建築物1棟の中に、店舗(事務所等含む。)及び住宅が新設される場合については、共同住宅とみなして負担金を徴収する。この場合においては、1店舗を1戸とみなして算定する。

(共同住宅等の負担金)

第13条 建築物1棟の中に3戸以上入居可能な共同住宅等の負担金の算定は、受水槽の設置の有無及び水道メーターの設置個数にかかわらず、入居可能戸数に1棟3戸建以上の場合の1戸当りの負担金の額を乗じて得た額とする。なお、店舗等の入居と住宅の入居が混在する場合については、前条と同様に算定する。

(建築工事中の共同住宅等)

第14条 共同住宅等の新築に伴う給水装置工事において、平成10年3月31日までに工事申込みを行った給水装置工事のうち、当該給水装置により給水を受ける建

築物（平成9年度以前に建築工事を着工しているもの）の工事が、平成11年3月31日までに完了する場合に限り、従前の例により工事管理費のみを徴収することとし、当該建築工事の建築物に係る負担金は徴収しない。

（既存受水槽使用の共同住宅等新設）

第15条 平成10年4月1日（以下「施行日」という。）以後に共同住宅等の建築工事（新築又は増築）を行うもののうち、既設の受水槽を使用して給水を受ける建築物に該当する場合の負担金は、当該建築工事の新設又は増設部分の入居可能戸数に共同住宅等の1棟3戸建以上の場合の1戸当たりの負担金を乗じて得た額とする。なお、当該負担金の納入は、当該建築工事の着工時期及び入居可能戸数が確認できた日以後において水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発行する当該負担金納入通知書により、納入しなければならない。

（公営住宅等の建替の場合）

第16条 公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく共同住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の建替に伴う負担金の算定は、当該公営住宅等の建替後の入居可能住宅及び共同施設の設置数（以下「入居可能戸数等」という。）が、建替前の入居可能戸数等を超える場合においては、増設分に共同住宅1棟3戸以上の場合の1戸当たりの負担金の額を乗じて得た負担金を徴収する。また、当該負担金を徴収する場合において、建替事業実施が2年度以上の期間を要するときは、当該建替事業の事業主体から建替事業計画の内容を書面で説明を受けること等により、全体の建替事業内容を明確にし、建替後における入居可能戸数等が建替前の入居可能戸数等を超えること等を確認できた日以後に管理者が発行する負担金の納入通知書により、納入しなければならない。

（負担金徴収対象外の給水装置工事）

第17条 共有又は共同使用している既存給水本管の老朽化等に伴い当該給水管の一部又は全部を布設替する工事については、負担金を徴収しない。

第18条 配水管の新設、移設及び改良等工事又は道路工事等の実施に伴う既設給水管の一部を布設替する給水装置工事については、負担金を徴収しない。

第19条 開発行為等により設置する消火栓及び防火水槽の設置に伴う給水装置の新設工事で、設置後直ちに登別市に帰属する場合は、負担金を徴収しない。

第20条 同一の水道メーターを経由して、私設消火栓を設置する場合は、既設給水管の最大口径以下の口径で施工できるときに限り、負担金を徴収しない。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、負担金の算定に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成10年水道部訓令第1号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に給水装置工事申込みを行って施行する給水装置及び施行日前に給水装置として承認したものは、すでに負担金の納付がされたものとみなす。